

## 第31回交流審査会（令和4年9月27日）における「交流基準の見直し」に関するコメント

学習院大学 藤田 由紀子

本日は事情により交流審査会に出席することができせんので、書面にて交流基準の見直しに関するコメントを申し上げます。

昨今の行政活動において、民間の知見を公務に効果的に取り入れることは喫緊の課題であると思われまます。その方法の1つである官民人事交流の活用促進は大いに期待されるところであり、行政を取りまく外部環境の変化に応じて交流基準を見直していくことは必要であると考えます。

事務局からは2件の見直しが提案されましたが、このうち、「1 連続交流回数」の制限（規則第13条及び第22条の改正）、制限対象の組織単位を本省庁の「局」等から「課」等に見直すことに関しては、提案に異存ありません。

一方、「2 交流制限期間（規則第7条の改正）」については、問題のあった企業との人事交流の制限期間を2年から1年に短縮することと、同一事案に関する交流制限は1回のみとするものの2つの緩和が提案されています。資料の例（資料3最終頁）にありますように、現行の基準であれば制限期間が3年6ヶ月になるところ、提案の基準が適用されれば1年に短縮されます。これについては、国民が十分に納得できるような説明ができるかどうか重要であると考えます。

交流制限は「公務の公正性に対する国民の信頼を確保する」ことが目的ですが、制限の緩和は企業倫理や公務員倫理に対する厳しい姿勢の緩和と受け取られかねないリスクがあります。そのようなリスクを避けるためには、丁寧な説明によって、人事交流の必要性や意義と、基準を緩和することの合理性とを国民に十分に理解してもらう必要があります。場合によっては、制限期間と制限回数の2つの緩和を今回一度に行うのではなく、2回に分けて実施するなど、慎重に対応しても良いと思われまます。

なお、交流基準の見直しに合わせて、対象法人の拡大や認定に係る事務負担の軽減、審査事務の合理化が進められるとのことですが、こうした見直しは積極的に進めていただきたいと思われまます。

いずれにせよ、今後も透明性や公正性の確保を十分に行うという前提の下で、必要な規制の緩和、事務の合理化を進め、またその内容を丁寧に説明することにより国民の納得を得られるようにしていただきたいと思われまます。